

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年7月まで
私は、国民年金保険料は全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、住所変更手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることから、申立人の国民年金の保険料納付及び制度に対する意識は高いものと認められる上、オンライン記録により昭和59年11月6日に申立期間に係る過年度保険料の納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書を利用して保険料を納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和57年3月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、63年3月を除き、平成4年2月に厚生年金保険に加入するまで金融機関や区支所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申立人が国民年金保険料を納付しなかったと認識している昭和63年3月を除き、申立人自身が保険料納付を開始したとする57年3月以降の国民年金加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時に3か月ごとに月額で7,000円くらい、1回に2万円くらいの国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（後に、B社。現在は、C社）D支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月14日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和26年4月1日に入社し、定年退職するまで一度も退職したことはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る社員一般履歴及び申立人から提出された昭和59年当時の人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年6月1日に同社D支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和52年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社員一般履歴以外に保管している資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和47年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において社内異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る経歴表及び同社総務担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日に同社本社から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めた上で、申立人がA社B事務所において昭和48年1月8日に被保険者資格を取得した旨記載された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る47年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を68万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成15年上期の賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年(平成15年)上期賞与に係る賞与明細書及びA社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書等により、申立人は、同年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、68万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するB社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所(当時)への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を56万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成15年上期の賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年（平成15年）上期賞与に係る賞与明細書及びA社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書等により、申立人は、同年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、56万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するB社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 15 日
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び申立期間に係る取引銀行の取引明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役及び破産管財人は確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る届出をしておらず、当該賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東東京厚生年金 事案 24651 (事案 17753 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成9年7月から10年7月までを20万円、同年8月及び同年9月を24万円、同年10月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から10年11月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低くなっていることについて第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間のうち、平成9年7月から同年11月までの標準報酬月額について、B社から提出された申立人に係る源泉徴収簿により保険料控除額が確認できることから、同年7月から同年10月までを13万4,000円、同年11月を12万6,000円に訂正し、また、同年12月から10年10月までの期間については、保険料控除を確認できないことから、記録訂正を行わない旨の通知を受けた。

しかし、申立期間において、20万円以上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずである。今回、新たな資料として申立期間に係る給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間のうち、平成9年7月から同年11月までの標準報酬月額については、B社から提出された申立人に係る源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、同年7月から同年10月までを13万4,000円、同年11月を12万6,000円に訂正し、また、同年12月から10年10月までの期間については、同社から提出された出金伝票、振替伝票及び総勘定元帳により保険料控除が確認できないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除さ

れていたと認めることはできない旨、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、23年6月8日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間に係る給料支払明細書が見付かり、標準報酬月額 20 万円以上に見合う厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

そこで、当委員会は、上記給料支払明細書を確認したところ、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成9年7月から10年7月までは20万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間当時の報酬月額に係る届出誤りを認めており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から63年1月まで

私は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であるとして第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められなかった。厚生年金保険に加入していないのであれば国民年金に加入していたはずで、送付されてきた納付書で納期ごとに金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していたとしているが、オンライン記録では、申立人に係る平成4年1月31日の国民年金被保険者資格取得記録の処理日が同年2月14日となっていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年同月頃に行われたと推認できるほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時に申立人の国民年金の加入手続が行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から53年12月までの期間、54年4月から55年9月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から53年12月まで
② 昭和54年4月から55年9月まで
③ 昭和56年4月から同年6月まで

私は、将来を考えて、私が20歳になった昭和48年*月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関、郵便局及び集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関、郵便局及び集金人に納付していたとしているが、申立期間は86か月に及ぶ長期間であり、行政機関、金融機関等が特定の被保険者に対してこれだけの期間の保険料収納に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

また、国民年金受付処理簿により、申立人は、昭和52年に不在被保険者となっていることが確認でき、国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 4 日から同年 2 月 1 日まで
A社の派遣社員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳（明細別）」及び同社の回答により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 10 日から 59 年 9 月まで
A組合に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A組合について、申立人が勤務していたとする所在地において厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、同所在地を管轄する法務局は、同組合の商業登記に係る記録は見当たらない旨回答している。

また、申立人は、A組合の代表者及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会することができない。

さらに、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所として唯一確認できたA組合の所在地は、申立人の記憶と異なっているところ、同組合事務局長は、申立期間当時の資料は全て処分済みで申立てに係る事実を確認することはできないが、申立人が主張する所在地に同組合の事務所等を設置したことはない旨回答している上、申立期間における同組合に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立期間において、申立人が雇用保険に加入していた記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24652 (事案 10238 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から52年3月9日まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことについて第三者委員会に申し立てたが、厚生年金保険料の控除が確認できないなどの理由で、記録の訂正は不要であるとの通知を受けた。

しかし、提出した決算報告書には、社会保険料の預り金が計上されており、保険料も控除していたはずである。

今回、新たな資料として、申立期間当時の源泉徴収税額表及び標準報酬月額保険料額表を基に作成した「預り金調べ(昭和50年7月1日から51年6月30日決算)」

(以下「預り金調べ」という。)を提出するので、前回提出した決算報告書を再度検証し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められるものの、同社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立期間における従業員等の人数は3人ないしは4人であり、同社は申立期間当時、強制適用事業所としての要件を満たしていなかったこと、申立期間の全期間において国民年金保険料の納付記録を確認できること、申立人から提出された決算報告書では申立期間に係る保険料控除を確認できないことなどの理由により、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年6月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として申立期間に係る預り金調べを提出し、これを基に社会保険料の預り金(1か月分)は3万84円であり、当該社会保険料額を自身及び従業員(二人)の報酬額から会社成立以降控除していたはずであると主張しており、前回の申立ての際に提出したA社に係る決算報告書を再度検証の上、申

立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、申立人が提出した預り金調べに対応する「第2期確定決算報告書（自昭和50年7月1日 至昭和51年6月30日）」には、預り金の内訳を示す記載は無く、当該決算書に記載された預り金の中に、申立人が主張する社会保険料額が含まれていたかどうかを確認することはできない。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は任意包括適用事業所と記載されていることが確認できるところ、事業主である申立人は、「会社設立時から従業員は自分を含め3人で、その後、従業員1人が入社し、新規適用時は4人であった。」と供述していることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていなかったことが認められる。

以上のことから、今回提出のあった新たな資料については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年頃から 59 年頃まで
② 平成 8 年 8 月 29 日から 10 年 3 月 23 日まで
③ 平成 17 年 2 月頃から 18 年 3 月頃まで
④ 平成 18 年 12 月 8 日から同年 12 月 28 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。社員として雇用されていれば厚生年金保険の加入は義務づけられていると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元事業主は、昭和 59 年頃、申立人をE店での販売員として、F紹介所より紹介され派遣した旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①の一部に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記元事業主は、「人事記録、賃金台帳等の資料は無いが、申立人は、派遣店員であるため正社員ではなく、当社の厚生年金保険の対象ではない。また、申立人の給料から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答している。

また、A社の総務担当者からは回答を得られず、経理担当者は既に死亡している上、申立人は、同社の同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は確認できず、A社が加入していたG厚生年金基金は、申立人の申立期間①に係る加入履歴は無いと回答している。

申立期間②について、申立人から提出されたB社に係る退職証明書により、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、

自身は名義のみの事業主で、実印等は全て同社の代表取締役が保管していたので全く分からない旨回答しており、また、当該代表取締役からは回答を得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて同社に確認することができないが、申立期間②に同社で厚生年金保険の加入記録がある従業員のうち一人は、「B社は、申立期間②当時、課長クラスより上は低い標準報酬月額で届け出ていたが、普通の社員は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

申立期間③について、申立人から提出されたC社に係るハローワークの求人票、当時の同社に勤務する申立人宛てのFAX送付状及び同社に係る業務日誌から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③の一部に同社で勤務したことはうかがえる。

しかし、C社は平成5年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③は適用事業所でないことが確認できる。

また、C社の代表取締役は、「申立期間③当時に当社は社会保険適用会社として加入しておらず、資料等は一切処分されているため、申立人の在籍等を確認できない。」と回答している。

さらに、H区I課の回答によると、申立人は申立期間③に国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間④について、D社から提出された「社員台帳」により、申立人が申立期間④に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記「社員台帳」によると、厚生年金番号欄が空欄であることが確認できるところ、D社の人事部は、「申立人はアルバイトの扱いで、当社の場合には、アルバイトは社会保険に入らない職制のため、厚生年金保険に未加入だった。」と供述している。

また、D社から提出された申立人に係る給与明細書（平成18年12月分及び19年1月分）によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、H区I課の回答によると、申立人は申立期間④に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月 1 日から平成 4 年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間のうち、平成 4 年 7 月 1 日から 6 年 3 月 9 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から平成 6 年 3 月 9 日まで
A 社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から 58 年 4 月までの期間及び平成元年 4 月から 4 年 6 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当時の最高等級の標準報酬月額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から平成元年 3 月までの期間について、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、遡って減額訂正されるなど不自然な処理は確認できない。

このほか、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月から平成 4 年 6 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）は、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において、A社の代表取締役であり、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、当該期間については特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

一方、申立期間のうち、平成4年7月から6年2月までの期間の標準報酬月額について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、A社が適用事業所でなくなった同年3月9日より後の同年3月14日付けで、当初記録されていた53万円から8万円に遡って減額訂正されていることが確認できるところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、当該期間及び上記減額訂正処理時において、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務は、従業員に任せていた。」と供述しているが、A社の複数の元従業員は、社会保険事務の責任者は申立人であり、代表者印も申立人が管理していた旨供述している上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月9日時点での被保険者は申立人のみであることを考え合わせると、申立人が当該減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。